

平成24年2月2日  
産業連関技術会議  
総務省政策統括官室

## 平成23年表における飲食サービス関連部門の設定について

### 1 平成17年表における部門の設定状況

平成17年表における飲食サービスに係る部門の設定状況は、以下のとおりである。

区分	部門名	定義・範囲
基本的に、 店内での飲 食が前提	8612-01, -011 一般飲食店（除喫茶店）	J S I Cの中分類70「一般飲食店」のうち、次の活動 ⇒・小分類701「食堂、レストラン」 ・小分類702「そば・うどん店」 ・小分類703「すし店」 ・小分類709「その他の一般飲食店」
	8612-02, -021 喫茶店	J S I Cの中分類70「一般飲食店」のうち ⇒・小分類704「喫茶店」の活動
	8612-03, -031 遊興飲食店	J S I Cの中分類71「遊興飲食店」の活動を範囲とする。
基本的に、 店内で飲食 しない	6112-01, -011 小売	J S I Cの中分類57「食料品小売業」のうち ⇒ 細分類「料理品小売業」の製造小売のうち、マージン分
	1119-03, -031 そう菜・すし・弁当	J S I Cの中分類57「食料品小売業」のうち ⇒ 細分類「料理品小売業」の製造小売のうち、製造分
	1119-04, -041 学校給食（国公立）★★	「学校給食法」に基づき、国公立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動
	1119-05, -051 学校給食（私立）★	「学校給食法」に基づき、私立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動
その他		宿泊、祭事といったサービスの一環として飲食の提供がなされる場合は、当該サービスが含まれる部門（「宿泊業」「冠婚葬祭業」）に飲食の提供に係る活動が含まれている。

（注）本表は、17年表における取扱いについて記載したものであることから、「定義・範囲」欄のJ S I Cの分類番号・分類内容は、平成14年3月改定のものである。

## 2 その後の状況変化

### (1) 日本標準産業分類の改定

平成19年11月の日本標準産業分類の改定により、以下のとおり、飲食サービス関連の分類について、見直しが行われた。

- ① 中分類に「76 飲食店」を新設← 旧中分類「70 一般飲食店」と「71 遊興飲食店」の統合
- ② 中分類に「77 持ち帰り・配達飲食サービス業」を新設← 旧細分類「料理品小売業」から分離
- ③ このほか、部門の細分化や再編等

日本標準産業分類 改定の状況

第12回(平成19年改定)	第11回(平成14年改定)	備考
76 飲食店	70 一般飲食店	76へ
760 管理、補助的経済活動を行う事業所	701 食堂、レストラン	761,762へ
761 食堂、レストラン(専門料理店を除く)	7011 一般食堂	改称
762 専門料理店	7012 日本料理店	
7621 日本料理店	7013 西洋料理店	7629へ
7622 料亭	7014 中華料理店	7623,7624へ
7623 中華料理店	7019 その他の食堂、レストラン	7625,7629へ
7624 ラーメン店	702 そば・うどん店	
7625 焼肉店	703 すし店	
7629 その他の専門料理店	704 喫茶店	
763 そば・うどん店	709 その他の一般飲食店	7691,7692,7699へ
764 すし店	71 遊興飲食店	76へ
765 酒場、ビヤホール	711 料亭	762へ
766 バー、キャバレー、ナイトクラブ	712 バー、キャバレー、ナイトクラブ	765へ
767 喫茶店	713 酒場、ビヤホール	766へ
769 その他の飲食店	57 飲食料品小売業	
7691 ハンバーガー店	579 その他の飲食料品小売業	一部が771,772へ
7692 お好み焼き・焼きそば・たこ焼店	5795 料理品小売業	
7699 他に分類されないその他の飲食店		
77 持ち帰り・配達飲食サービス業		
770 管理、補助的経済活動を行う事業所		
771 持ち帰り飲食サービス業		
772 配達飲食サービス業		
58 飲食料品小売業		
589 その他の飲食料品小売業		
5895 料理品小売業		

(注) 以下の資料では、論点を絞るため、「飲食店」及び「持ち帰り・配達飲食サービス業」に関する部門について説明する。

## (2) CT推計のための基礎資料の変更

平成 17 年表		平成 23 年表	
部門分類	CT推計の基礎資料	部門分類	CT推計の基礎資料
一般飲食店	平成 16 年サービス業基本統計（組替集計）	(持ち帰り・配達飲食サービス業の扱いも含め検討中：後記3を参照)	経済センサス-活動調査
喫茶店			
遊興飲食店	中小企業実態基本調査 (サービス業基本統計の対象になっていないため)		
—	—	(持ち帰り・配達飲食サービス業)	

### 経済センサス-活動調査のデータ上の制約

- ◆ 経済センサス-活動調査では、飲食店や持ち帰り・配達飲食サービス業に係る収入について、すべて「飲食サービス事業」という事業内容（品目）として把握される。
- ◆ また、産業分類の「飲食店」に分類された事業所には「飲食店」と「持ち帰り・配達飲食サービス業」の両方を行っている事業所が含まれているが、当該事業所の売上高についても、「飲食店」と「持ち帰り・配達飲食サービス」にアクティビティを分けることはできない。

↓

- ◆ つまり、生産物の単位でみた場合、「飲食サービス事業」のくくりでしかデータが得られない。

↓

**アクティビティごとの分解が困難**

### 3 平成 23 年表における部門設定の選択肢とその課題

	選択肢 1	選択肢 2-1	選択肢 2-2
具体的対応	部門を統合する	複数の部門を設ける	
	関連サービスを「飲食店」という一つの部門に統合する。	部門の区分・名称は更に検討することとしつつも、少なくとも、関連サービスについて複数の部門を設ける。	プロダクト・ミックスが存在しない（1事業所＝1アクティビティ）という前提を設ける。
		プロダクト・ミックスが存在するという前提に立ち、アクティビティごとの分割・再編を行う。	
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 経済センサス・活動調査から得られるデータについて、大きな加工をすることなく使える。</li> <li>◇ J S I Cの改定（一般飲食店と遊興飲食店の統合）に沿っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ アクティビティベースが維持される。</li> <li>◇ GDP推計への影響が小さい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 経済センサス・活動調査から得られる産業別のデータについて、基本的に組み替えることなく使うことができ、産業区分をベースにして部門分割も行える。</li> <li>◇ GDP統計への影響が小さい。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 合計 20 兆円を超える部門が発生する。</li> <li>◇ 部門を統合し、産出構造を一つにしてしまうことにより、GDP推計に影響を与える。</li> </ul>	<p><b>【推計上最も大きな制約】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 経済センサス・活動調査のデータだけでは、CTを、アクティビティ別に分解できない。（前記2（2）を参照）</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>[対応策]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 何らかのモデルによりあらかじめV表類似のものを作成しておき、それで経済センサス・活動調査のデータを分割する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ アクティビティベースで作成するという産業連関表の原則の中で、この部分について、例外的な取扱いをすることになる。</li> </ul>

## 平成24年経済センサス-活動調査

## 分類表 (サービス関連産業B) (抄)

## 目次

## ページ

## I サービス関連産業Bの事業内容

※ ⑨～⑰の番号は、調査票第1面の「7 事業別売上(収入)金額」の事業別内訳と対応しています。

⑨ 情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入	
● 情報サービス事業	1
● インターネット附随サービス事業	2
⑩ 不動産事業の収入	3
⑪ 物品賃貸事業の収入	3
⑫ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入	
● 学術・開発研究事業	4
● 専門サービス事業	4
〔法務・会計事務、デザイン事業、著述家、芸術家、経営コンサルタント、 興信所、翻訳・通訳事業、不動産等鑑定事業、司会事業 など〕	
● 広告事業	5
● 技術サービス事業	6
〔獣医業、建築設計事業、測量・地質調査事業、機械設計事業、商品検査事業、 計量証明事業、写真事業、プラントエンジニアリング事業 など〕	
⑬ 宿泊事業の収入	8
⑭ 飲食サービス事業の収入	8
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入	
● 洗濯・理容・美容・浴場事業	8
● その他の生活関連サービス事業	9
〔旅行業、衣服裁縫修理、物品預り、冠婚葬祭事業、写真現像業、チケット類売買業 など〕	
● 娯楽事業	10
⑯ 社会教育、学習支援事業の収入	11
⑰ 上記以外のサービス事業の収入	
● 廃棄物処理事業	12
● 自動車整備事業	12
● 機械等修理事業	13
● 職業紹介・労働者派遣事業	14
● その他の対事業所サービス	14
〔速記、建物サービス事業、警備事業、ディスプレイ事業、コールセンター、ポスティング など〕	
● その他のサービス	14

## II 施設・店舗等の形態番号

〔研究所、宿泊所(旅館、ホテルなど)、飲食店(レストラン、ラーメン店など)、持ち帰り・配達飲食サービス店、公衆浴場、映画館、興行場・興業団、競馬場、スポーツ施設(体育館、ゴルフ場など)、公園・遊園地、遊戯場(ゲームセンターなど)、社会教育施設(博物館、動物園など)など〕

平成24年2月

総務省・経済産業省

⑬ 宿泊事業の収入、⑭ 飲食サービス事業の収入、⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入  
 ※欄に○がある事業については、P15～17を参照してください。

事業内容	分類 番号	※	内容例示等
宿泊事業			
宿泊事業	1301	○	旅館、ホテル、簡易宿所及び下宿業などの宿泊事業。 <b>【内容例示】</b> × 施設内の直営レストランの収入 ⇒ 「1401 飲食サービス事業」 × 直営売店の収入は ⇒ 調査票7欄の「②小売の商品販売額」 × 船宿 ⇒ 「1531 遊漁船」
飲食サービス事業			
飲食サービス事業	1401	○	飲食店（食堂・レストランなど）、持ち帰り飲食サービス（すし、弁当など）、配達飲食サービス（宅配ピザ、給食センター、病院給食など）の飲食サービス事業。 <b>【内容例示】</b> ○ 食堂・レストラン、持ち帰りすし・弁当、宅配ピザ、給食センター、病院給食 × あらかじめ調理した料理の販売 ⇒ 調査票7欄の「②小売の商品販売額」 × 宿泊サービスに含まれる飲食サービス ⇒ 「1301 宿泊サービス事業」 × 結婚披露宴の一環としての飲食の提供 ⇒ 「1517 結婚式場事業」 × インターネットカフェ（飲食を主としないもの）及び漫画喫茶店（飲食を主としないもの） ⇒ 「1535 その他の娯楽事業」
洗濯・理容・美容・浴場事業			
普通洗濯	1501		衣服その他の繊維製品及び皮革製品の洗濯事業。 <b>【内容例示】</b> ○ クリーニング事業 × コインランドリー ⇒ 「1509 その他の洗濯・理容・美容・浴場」
洗濯物取次	1502		洗濯物の受取り及び引渡し事業。
リネンサプライ	1503		繊維製品（シーツ、ベッドカバー、おしぼり、タオル等）を洗濯し、貸与し、その使用後回収して洗濯し、更にこれを貸与することを繰り返して行う事業。 <b>【内容例示】</b> × 作業服、ユニフォーム等のレンタル ⇒ 物品賃貸事業の「1105 その他の物品」
理容	1504		頭髮の刈り込み、顔そりなどの理容サービスを提供する事業。
美容	1505		パーマメントウェーブ、結髪、化粧などの美容サービスを提供する事業。
公衆浴場	1506	○	温湯、潮湯、温泉などにより入浴させる事業。
洗張・染物	1507		個人の注文によって、衣服などを分解し、洗張、湯のし、染抜（しみぬき）などを行う事業及び衣類、織物などの染色を行う事業、その取次ぎ事業。
エステティック	1508		手技又は化粧品・機器等を用いて、人の皮膚を美化し、体型を整えるなどの指導又は施術を行う事業。
その他の洗濯・理容・美容・浴場	1509		その他の個人に対して身の回りの清潔を保持するためのサービスを提供する事業。 <b>【内容例示】</b> ○ コインシャワー、マニキュア、ペディキュア、ネイルサロン ○ 寝具消毒・乾燥事業、コインランドリー など

## Ⅱ 施設・店舗等の形態番号

主たる事業が、下表の「事業の種類」に該当する場合は、形態等の名称、説明・例示を参考にして、調査票の「施設・店舗等形態」欄に該当する「形態番号」を記入してください。

主たる事業		施設・店舗等形態		
事業の種類	形態番号	形態等の名称	説明・例示	
学術・開発研究事業	11	理学研究所	物理学、化学、地学、生物学、数学などの理学に関する研究、開発を行う事業所	
	12	工学研究所	建築学、材料工学、応用化学、機械工学、電気・電子工学、情報・通信工学などの工学に関する研究、開発を行う事業所	
	13	農学研究所	農・園芸学、畜産・獣医学、林学などの農学に関する研究、開発を行う事業所	
	14	医学・薬学研究所	医学、薬学に関する研究、開発を行う事業所	
	15	人文・社会科学研究所	歴史学、文化・人類学、言語・教育学、芸術学などの人文科学及び政治・経済学などの社会科学に関する研究を行う事業所	
宿泊サービス事業	16	旅館、ホテル	【内容例示】 ○ 観光ホテル、ビジネスホテル、温泉旅館、観光旅館、割烹旅館、民宿 など	
	17	簡易宿泊所	【内容例示】 ○ ベッドハウス、山小屋、カプセルホテル など × ユースホステル ⇒ 「19 会社・団体の宿泊所」	
	18	下宿所	長期間（通常、月単位）食事付きで宿泊を提供する宿泊所	
	19	会社・団体の宿泊所	【内容例示】 ○ 会社の宿泊所、会員宿泊所、ユースホステル、保養所、共済組合宿泊所 など	
	20	リゾートクラブ	預託金制、共有制により利用権を取得した会員に宿泊施設を核とするリゾート施設を提供する事業所	
	21	その他の宿泊所	【内容例示】 ○ 合宿所、会社の寄宿舎、会社の独身寮、学生寮、キャンプ場 など	
飲食サービス事業（次頁へ続く）	一般飲食店	22	食堂・レストラン	主食となる各種の料理品を提供する飲食店 【内容例示】 ○ 各種料理品を提供するレストラン、食堂 など × 特定の料理品を提供する専門料理店 ⇒ 「専門料理店（23～30）」の該当する形態番号
		23	日本料理店	【内容例示】 ○ 天ぷら料理店、うなぎ料理店、とんかつ料理店、郷土料理店、懷石料理 ○ すき焼料理店、しゃぶしゃぶ料理店、牛丼店 など
	専門料理店	24	料亭	【内容例示】 ○ 料亭、待合
		25	中華料理店	【内容例示】 ○ 中華料理店、中華レストラン、餃子専門料理店 など
		26	ラーメン店	
		27	焼肉店	【内容例示】 × 韓国料理店(焼肉店を除く)、ステーキハウス、バーベキュー料理店、ジンギスカン料理店 ⇒ 「30 その他の専門料理店」
		28	そば、うどん店	
		29	すし店	【内容例示】 × 持ち帰り専門すし店 ⇒ 「37 持ち帰り飲食サービス店」 × 宅配すし店 ⇒ 「38 配達飲食サービス店」
		30	その他の専門料理店	【内容例示】 ○ カレー料理店、スパゲティ店、ステーキハウス、ハンバーグレストラン ○ バーベキュー料理店、ジンギスカン料理店 ○ 韓国料理店(焼肉店を除く)、インド料理店、西洋料理店 など

主たる事業の種類		施設・店舗等形態	
形態番号	形態等の名称	説明・例示	
飲食サービス事業(つづき)	飲食店(つづき) その他の飲食店	31	酒場、ビヤホール 【内容例示】 ○ 酒場、ビヤホール
		32	バー、キャバレー、ナイトクラブ 【内容例示】 ○ バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ など
		33	喫茶店 【内容例示】 ○ 喫茶店、フルーツパーラー、音楽喫茶、カフェ など × 飲食サービスが主たるサービスでない漫画喫茶 ⇒ 記入不要
		34	ハンバーガー店 【内容例示】 × サンドイッチ店、ホットドッグ店 ⇒ 「36 その他の飲食店」
		35	お好み焼・焼きそば・たこ焼店 【内容例示】 ○ たこ焼店(店内での飲食設備有り) など × たこ焼店(持ち帰り専門) ⇒ 「37 持ち帰り飲食サービス店」
		36	その他の飲食店 【内容例示】 ○ フライドチキン店、ドーナツ店、サンドイッチ店、ホットドッグ店、甘味処 など
飲食サービス事業(つづき)	持ち帰り・配達飲食サービス店	37	持ち帰り飲食サービス店 【内容例示】 ○ 持ち帰り専門すし店、持ち帰り弁当屋、移動販売(調理を行う場合) など × 店内での飲食設備有り ⇒ 「飲食店(22～36)」の該当する形態番号
		38	配達飲食サービス店 【内容例示】 ○ 宅配ピザ屋、仕出し料理店、配達弁当屋、学校給食センター、ケータリングサービス店 など × 店内での飲食設備有り ⇒ 「飲食店(22～36)」の該当する形態番号
公衆浴場		39	一般公衆浴場 地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設で、物価統制令(昭和21年3月勅令第118号)によって入浴料金が統制されている施設又は、当該施設の配置について、都道府県の条例による規制の対象となっている施設。
		40	その他の公衆浴場 【内容例示】 ○ 日帰り温泉施設、スパ、スーパー銭湯、健康ランド、サウナ風呂 など
映画館、興行団、興行施設など		41	映画館 常設の映画館及び映画館の賃貸を行う事業所
		42	劇場 演劇を提供する事業所及び劇場を賃貸する事業所
		43	興行場 プロ野球、プロサッカー、サーキット場(プロのレース興行用)、相撲、落語などの娯楽を提供する事業所及び興行場の賃貸を行う事業所 【内容例示】 ○ 野球場(プロ野球用)、サーキット場(プロのレース興行用) など
		44	劇団 契約により出演又は自ら公演し演劇を提供する事業所 【内容例示】 ○ 劇団(劇場が設置されていない場合)、俳優、芸能プロダクション など × 劇場が設置されている劇団 ⇒ 「42 劇場」
		45	楽団、舞踊団 音楽、舞踊などの出演又は自ら公演する事業所 【内容例示】 ○ 楽団、オーケストラ、バンド、舞踊団、歌手(フリー) など × 劇場が設置されている楽団 ⇒ 「42 劇場」
		46	演芸・スポーツ等興行団 契約により出演又は自ら公演し、落語、野球、相撲、ボクシングなどの娯楽を提供する事業所 【内容例示】 ○ 落語家業、プロ野球団、相撲部屋、ボクシングジム(プロボクサーが所属している場合) など × 興行場が設置されている場合 ⇒ 「43 興行場」
競輪・競馬等の競走場、競馬等の競技団		47	競輪場 競輪場及び競輪場の施設を提供する事業所
		48	競輪競技団 競輪を施行、開催及び競輪選手の登録など競技に附帯する事業を行う事業所
		49	競馬場 競馬場及び競馬場の施設を提供する事業所
		50	競馬競技団 競馬を施行、開催及び騎手の免許、訓練など競馬に附帯する事業を行う事業所
		51	自動車・モーターボートの競走場の競技場 小型自動車・モーターボート競走場及び自動車・モーターボート競走場の施設を提供する事業所
		52	自動車・モーターボートの競走場の競技団 小型自動車、モーターボートの競走の施行、開催及び選手の登録など競技に附帯する事業を行う事業所



[10] 単独事業所調査票(サービス関連産業B)(個人経営者用)

平成24年2月1日  
総務省・経済産業省

市区町村コード 調査区番号 事業所番号 \*

「調査票の記入のしかた」を参照して記入してください。

1 名称及び電話番号  
フリガナ  
正式名称  
通称名  
電話番号(代表) ( ) -  
2 所在地  
郵便番号 都道府県名 市区町村名  
町丁・字・番地・号 ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください)

3 経営組織  
1 個人経営 2 株式会社 3 合名会社 4 合同会社 5 会社以外の法人 6 外国の会社 7 法人でない団体

4 開設時期  
昭和59年以前 昭和60~平成6年 平成7~16年 平成17年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 開設月 平成24年

5 従業者数  
① 個人業主 ② 個人業主の家族で無給の人 ③ 有給役員(無給役員は除く) ④ 正社員・正職員などと呼ばれる人 ⑤ 上記以外の常用雇用者(パート・アルバイトなど) ⑥ 臨時雇用者(⑤以外のパート・アルバイトなどを含む) ⑦ 合計(①~⑥の合計) ⑧ ⑦のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者) ⑨ 出向 ⑩ 派遣

以下の金額を記入する欄について  
・消費税込みで記入してください。経理処理上、税込みで記入できない場合は、右の□にチェックし、税抜きで記入してください。 → □  
・平成23年1月から12月までの1年間(この期間で記入できない場合は、平成23年を最も多く含む決算期間)の決算について記入してください。

6 売上(収入)金額、費用総額及び費用内訳  
① 売上(収入)金額  
② 費用総額(売上原価+経費計)  
③ 給料賃金(専従者給与を除く)  
④ 地代家賃  
⑤ 減価償却費  
⑥ 租税公課

・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。  
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。  
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。

フリガナ  
記入者氏名  
電話番号 (内線: )

7 事業別売上(収入)金額  
7 事業別内訳  
売上(収入)金額  
又は割合(%)  
金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。  
8 主な事業の内容  
9 電子商取引の有無及び割合  
10 設備投資の有無及び取得額  
11 自家用自動車の保有台数

サービスB(個)

サービスB(個)

第2面にお進みください。 →

# 経済センサス-活動調査

## 【10】 単独事業所調査票(サービス関連産業B)(個人経営者用)

### 12 サービス関連産業Bの事業収入内訳

第1面の7欄の「(カ) サービス関連産業B」について、その内訳を同封の「分類表(サービス関連産業B)」の中から金額の多い順に選び、第1位から第10位までの欄にその分類番号、事業内容及び売上(収入)金額を記入してください。  
(万円未満四捨五入)

金額で記入できない場合は、第1面の6欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。  
(小数点以下四捨五入)

順位	分類番号	事業内容	売上(収入)金額							又は割合(%)
			百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	
第1位									金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。	
第2位										
第3位										
第4位										
第5位										
第6位										
第7位										
第8位										
第9位										
第10位										

### 13 施設・店舗等形態

主力事業(本業)の施設・店舗等の形態が「分類表(サービス関連産業B)」にある「II 施設・店舗等の形態番号」に掲載されている場合は、その形態を選び、番号を記入してください。

施設・店舗等の形態番号	
-------------	--

### 14 サービス関連産業Bの相手先別収入割合

第1面の7欄の「(カ) サービス関連産業B」について、その収入を得た相手先別の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

収入を得た相手先	収入額割合(%)
① 個人(一般消費者)	
企業・団体	② 民間
	③ 公務(官公庁)
④ 海外取引	
①～④の合計	100

・「③公務(官公庁)」とは、国や地方公共団体の国家事務、地方事務を行う事業所をいいます。

・国、地方公共団体が直接経営する現業の事業所(水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など)は、「②民間」に含めてください。

以下の事項(15欄、16欄)については、該当する項目のみ記入してください。

### 15 飲食サービス業の8時間換算雇用者数

「飲食サービス業」を主な業務として営んでいる場合は、第1面の「5 従業者数」の常用雇用者のうち「5 上記以外の常用雇用者(パート・アルバイトなど)」の男女計について、8時間換算した雇用者数を記入してください。(端数は切り上げ)

・常用雇用のパート・アルバイト全員の1日の延べ労働時間を8時間で割った値を記入してください。

【例: 3時間が3人、5時間が1人、6時間が2人の場合】  
{(3×3)+(5×1)+(6×2)}÷8時間=3.25 ⇒ 4人

### 16 宿泊業の収容人数、客室数

「宿泊業」を営んでいる場合で、宿泊施設の形態が「旅館・ホテル」及び「簡易宿泊所」である場合は、宿泊施設の収容人数及び客室数を記入してください。

収容人数		人	客室数		室
------	--	---	-----	--	---

以下の事項(17欄、18欄)については、該当する項目のみ記入してください。

### 17 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高

「物品賃貸業」を主な業務として営んでいる場合は、平成23年1月から12月までの「レンタル年間売上高」、「リース年間契約高」(万円未満四捨五入)及び該当する物件区分の割合(小数点以下四捨五入)を記入してください。

		レンタル年間売上高						リース年間契約高							
		百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
産業用機械器具	産業機械														
	工作機械														
	土木・建設機械														
	医療用機器														
	商業用機械・設備														
	通信機器														
	サービス業用機械・設備														
	その他の産業用機械・設備														
事務用機械器具	電子計算機・同関連機器														
	事務用機器														
自動車															
スポーツ・娯楽用品															
その他の物品	映画・演劇用品														
	音楽・映像記録物														
	貸衣しょう														
	その他														
合計															

注: 「リース」と「レンタル」の区分  
 ・「リース」…物件を使用させる期間が1年を超え、契約期間中に解約の申し入れができない賃貸契約  
 ・「レンタル」…「リース」以外のすべての賃貸契約

### 18 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等

以下の「サービス業務」を主な業務として営んでいる場合は、該当する区分の「件数・利用者数等」欄に記入してください。  
区分の①～⑥は、平成23年1月から12月までの1年間の件数等を記入してください。

サービス業務	区分	件数・利用者数等
冠婚葬祭業 葬儀業、結婚式場業、冠婚葬祭互助会	① 結婚式・披露宴の年間取扱件数	件
	② 葬儀の年間取扱件数	件
映画館	③ 年間入場者数	人
	④ 年間公開本数	本
興行場、興行団 劇場、興行場、劇団、楽団、舞踏団、演芸・プロスポーツの興行など	⑤ 年間入場者数	人
	⑥ 年間施設利用者数	人
スポーツ施設提供業 スポーツ施設(興行目的以外)、体育館、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニスコート、バレーコート、テニス練習場、フィットネスクラブなど	⑦ 受講生数(在籍者数) ※平成23年12月31日現在	人
	⑧ 受講生数(会員数) ※平成23年12月31日現在	人
学習塾		
教養・技能教授業 音楽、書道、生花・茶道、そろばん、外国語会話、スポーツ・健康などの教授業		

備考

[11] 単独事業所調査票(サービス関連産業B)(法人・団体用)

平成24年2月1日 総務省・経済産業省

市区町村コード 調査区番号 事業所番号 \*

「調査票の記入のしかた」を参照して記入してください。

1 名称及び電話番号, 2 所在地, 3 経営組織, 4 開設時期, 5 従業者数, 6 売上(収入)金額、費用総額及び費用内訳

以下の金額を記入する欄について
・消費税込みで記入してください。経理処理上、税込みで記入できない場合は、右の□にチェックし、税抜きで記入してください。

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

フリガナ 記入者氏名 電話番号

7 事業別売上(収入)金額

記入に当たっては、「調査票の記入のしかた」6～7ページを参照してください。
6欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。

Table with columns: 事業別内訳, 売上(収入)金額 (千億, 百億, 十億, 億, 千万, 百万, 十万, 万円), 又は割合(%)

「3 経営組織」欄が「外国の会社」、「法人でない団体」の場合は、第1面の記入はこれで終わりです。第2面にお進みください。

9 電子商取引の有無及び割合

該当する番号をすべて○で囲んでください。
1 一般消費者と行った
2 他の企業と行った
3 行わなかった

電子商取引の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

10 設備投資の有無及び取得額

平成23年1月から12月までの1年間に
行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。
1 設備投資を行った
2 設備投資を行わなかった

取得額(減価償却前の額)を記入してください。(万円未満四捨五入)

11 自家用自動車の保有台数

業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください(リースで借りている車両も含まれます)。

(1) 貨物自動車 (2) 乗用自動車

12 土地、建物の所有の有無

それぞれ該当する番号を○で囲んでください。

土地 1 ある 2 ない 建物 1 ある 2 ない

13 資本金等の額及び外国資本比率

資本金又は出資金、基金の額を記入してください。(万円未満四捨五入)

資本金等の額を記入してください。

14 決算月

本決算月を記入してください。年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。

月 ( ) 月

# 経済センサス-活動調査

## 【11】 単独事業所調査票(サービス関連産業B)(法人・団体用)

### 15 サービス関連産業Bの事業収入内訳

第1面の7欄の「(カ) サービス関連産業B」について、その内訳を同封の「分類表(サービス関連産業B)」の中から金額の多い順に選び、第1位から第10位までの欄にその分類番号、事業内容及び売上(収入)金額を記入してください。(万円未満四捨五入)  
金額で記入できない場合は、第1面の6欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

順位	分類番号	事業内容	売上(収入)金額								又は割合(%)
			千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	
第1位											
第2位											
第3位											
第4位											
第5位											
第6位											
第7位											
第8位											
第9位											
第10位											

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

### 16 施設・店舗等形態

主力事業(本業)の施設・店舗等の形態が「分類表(サービス関連産業B)」にある「II 施設・店舗等の形態番号」に掲載されている場合は、その形態を選び、番号を記入してください。

施設・店舗等の形態番号

### 17 サービス関連産業Bの相手先別収入割合

第1面の7欄の「(カ) サービス関連産業B」について、その収入を得た相手先別の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

収入を得た相手先		収入額割合(%)
① 個人(一般消費者)		
企業・団体	② 民間	
	③ 公務(官公庁)	
④ 海外取引		
①～④の合計		100

・「③公務(官公庁)」とは、国や地方公共団体の国家事務、地方事務を行う事業所をいいます。  
・国、地方公共団体が直接経営する現業の事業所(水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など)は、「②民間」に含めて記入してください。

### 以下の事項(20欄から22欄まで)については、該当する項目のみ記入してください。

### 20 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高

「物品賃貸業」を主な業務として営んでいる場合は、平成23年1月から12月までの「レンタル年間売上高」、「リース年間契約高」(万円未満四捨五入)及び該当する物件区分の割合(小数点以下四捨五入)を記入してください。

物件区分		レンタル年間売上高				リース年間契約高			
		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
産業用機械器具	産業機械								
	工作機械								
	土木・建設機械								
	医療用機器								
	商業用機械・設備								
	通信機器								
	サービス業用機械・設備								
事務用機械器具	電子計算機・同関連機器								
	事務用機器								
自動車									
スポーツ・娯楽用品									
その他の物品	映画・演劇用品								
	音楽・映像記録物								
	貸衣しょう								
	その他								
合計		1	0	0	1	0	0		

注:「リース」と「レンタル」の区分

- ・「リース」…物件を使用させる期間が1年を超え、契約期間中に解約の申し入れができない賃貸契約
- ・「レンタル」…「リース」以外のすべての賃貸契約

### 21 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等

以下の「サービス業務」を主な業務として営んでいる場合は、該当する区分の「件数・利用者数等」欄に記入してください。  
区分の①～⑧は、平成23年1月から12月までの1年間の件数等を記入してください。

サービス業務	区分	件数・利用者数等
冠婚葬祭業	① 結婚式・披露宴の年間取扱件数	件
	② 葬儀の年間取扱件数	件
映画館	③ 年間入場者数	人
	④ 年間公開本数	本
興行場、興行団	⑤ 年間入場者数	人
	⑥ 年間施設利用者数	人
スポーツ施設提供業	⑦ 受講生数(在籍者数) ※平成23年12月31日現在	人
	⑧ 受講生数(会員数) ※平成23年12月31日現在	人
学習塾		
教養・技能教授業		

### 22 特定のサービス業における同業者との契約割合

「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」、「インターネット附随サービス業」を主な業務として営んでいる場合は、第1面の7欄「(カ) ⑨情報サービス、インターネット附随サービス業の収入」に占める、同じ業務を営む者(同業者)との契約(受注)割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

同業者との契約割合  %

### 以下の事項(18欄、19欄)については、該当する項目のみ記入してください。

### 18 飲食サービス業の8時間換算雇用者数

「飲食サービス業」を主な業務として営んでいる場合は、第1面の「5 従業者数」の常用雇用者のうち、「⑤ 上記以外の常用雇用者(パート・アルバイトなど)」の男女計について、8時間換算した雇用者数を記入してください。(端数は切り上げ)

常用雇用のパート・アルバイト全員の1日の延べ労働時間を8時間で割った値を記入してください。  
【例: 3時間が3人、5時間が1人、6時間が2人の場合】  
{(3×3)+(5×1)+(6×2)}÷8時間=3.25 ⇒ 4人

人

### 19 宿泊業の収容人数、客室数

「宿泊業」を営んでいる場合で、宿泊施設の形態が「旅館・ホテル」及び「簡易宿泊所」である場合は、宿泊施設の収容人数及び客室数を記入してください。

収容人数  人 客室数  室

備考